

葉山町と逗子市との生ごみ資源化処理施設の整備運営に関する確認書

葉山町と逗子市は、令和5年11月29日に締結した「葉山町と逗子市との生ごみ資源化処理施設の整備運営に関する事務委託に関する規約」に基づき、生ごみ資源化共同処理を開始するに当たり、委託事務の管理及び執行に関する事項について協議を行い、協議が調った事項について確認書として定めた。

1. 資本金について

- (1) 資本金は、生ごみ資源化処理施設の最終的な出来高の金額として、詳細の内訳と共に示された、5億796万5,700円とする。
- (2) 資本金から控除する循環型社会形成推進交付金は、生ごみ資源化処理施設の工期の延長がなければ交付される予定であった金額についても交付されたものとして計算する。
- (3) (1)の資本金5億796万5,700円以外の増工事分及び物価スライド分の負担について、今後、一切、葉山町は逗子市に求めない。

2. 処理費について

決算確定後の精算時に過不足額が過大にならないよう、光熱水費及び薬剤の購入費用については、令和7年8月の施設稼働以降の実績額、その他の費用については、令和8年度予算を基礎額として、調整の上、積算する。

3. 搬入の平準化について

逗子市が搬入する生ごみについて、葉山町は搬入日ごとに搬入量の上限を設けることなく全量を受け入れる。

4. 年末臨時収集時の対応について

- (1) 年末に逗子市が生ごみを臨時収集する場合、葉山町は収集日ごとにその生ごみの全量を受け入れ、資源化処理を行う。
- (2) 逗子市からの生ごみのみを葉山町が受け入れ、資源化処理を行う場合、逗子市は生ごみ資源化処理施設に当日勤務した職員の人件費相当額を葉山町へ支払う。

5. 逗子市において発生した金銭的損害の対応について

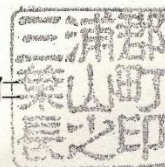
損害に関する両市町の協議は、生ごみ資源化共同処理の開始の可否とは切り離し、別途、両市町の弁護士による協議を継続する。

この確認書の成立を証するため、本確認書2通を作成し、葉山町長及び逗子市長記名押印のうえ、各自1通を保有する。

2026年（令和8年）6月2日

三浦郡葉山町堀内2135番地

葉山町長 山梨 崇仁



逗子市逗子5丁目2番16号

逗子市長 桐ヶ谷 寛

